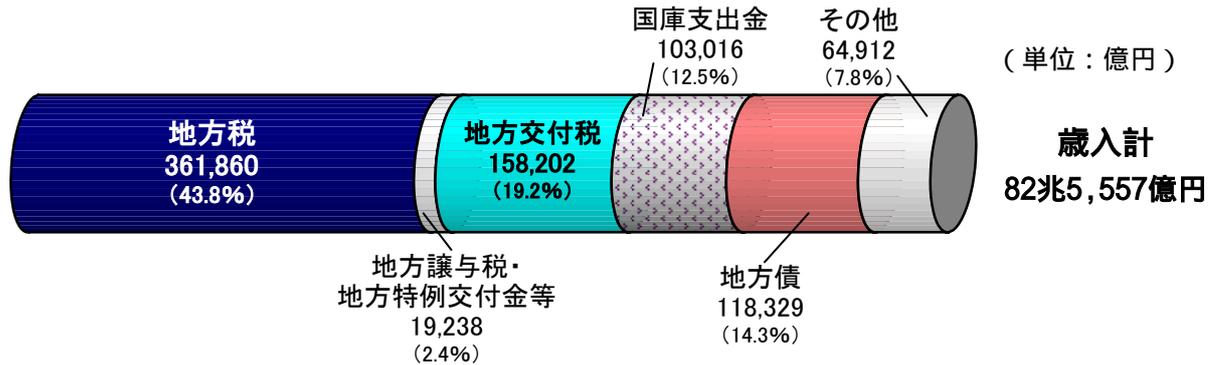


Ⅲ 地方財政調整制度

財政調整制度

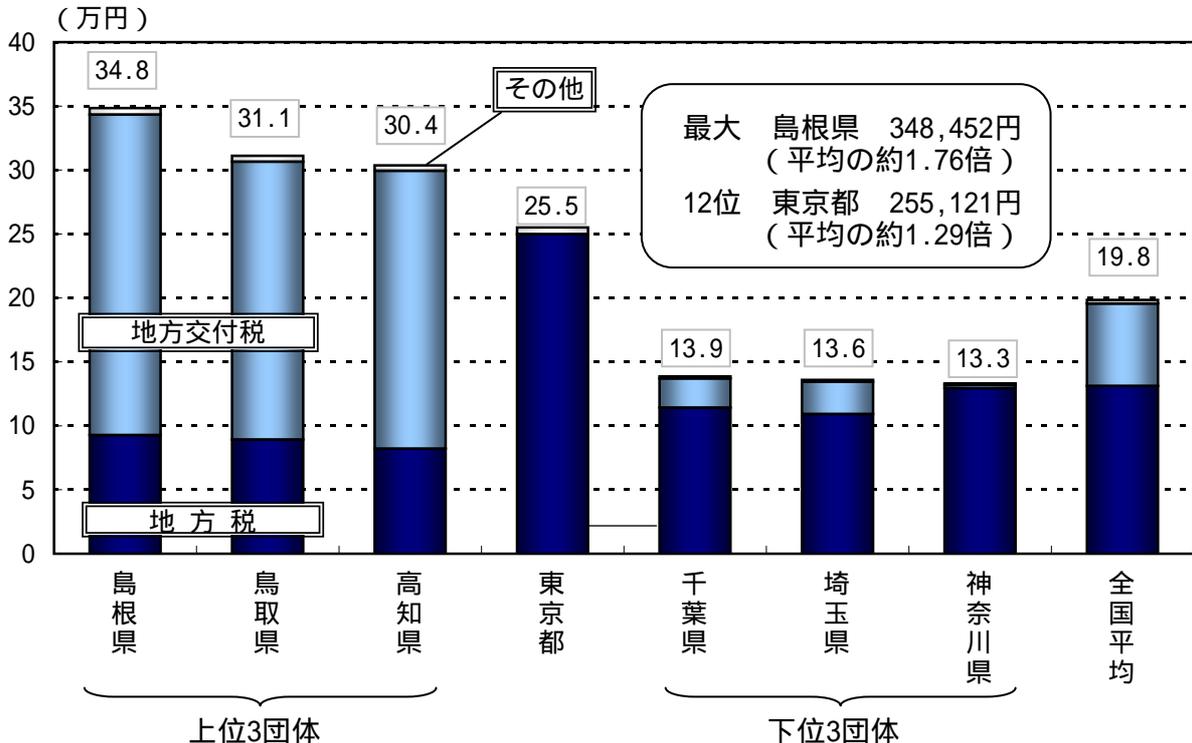
- ・ 地方自治体間の財政調整として、税収と財政需要の両面をみて調整する地方交付税制度がある。
- ・ 地方交付税による財政調整の結果、一人当たりの一般財源でみると、東京都は第12位、全国平均の1.29倍である。

<地方の歳入予算の内訳>



注 「平成21年度地方財政計画」(総務省)により作成。

<一般財源の人口一人当たり額の状況(平成19年度決算)>



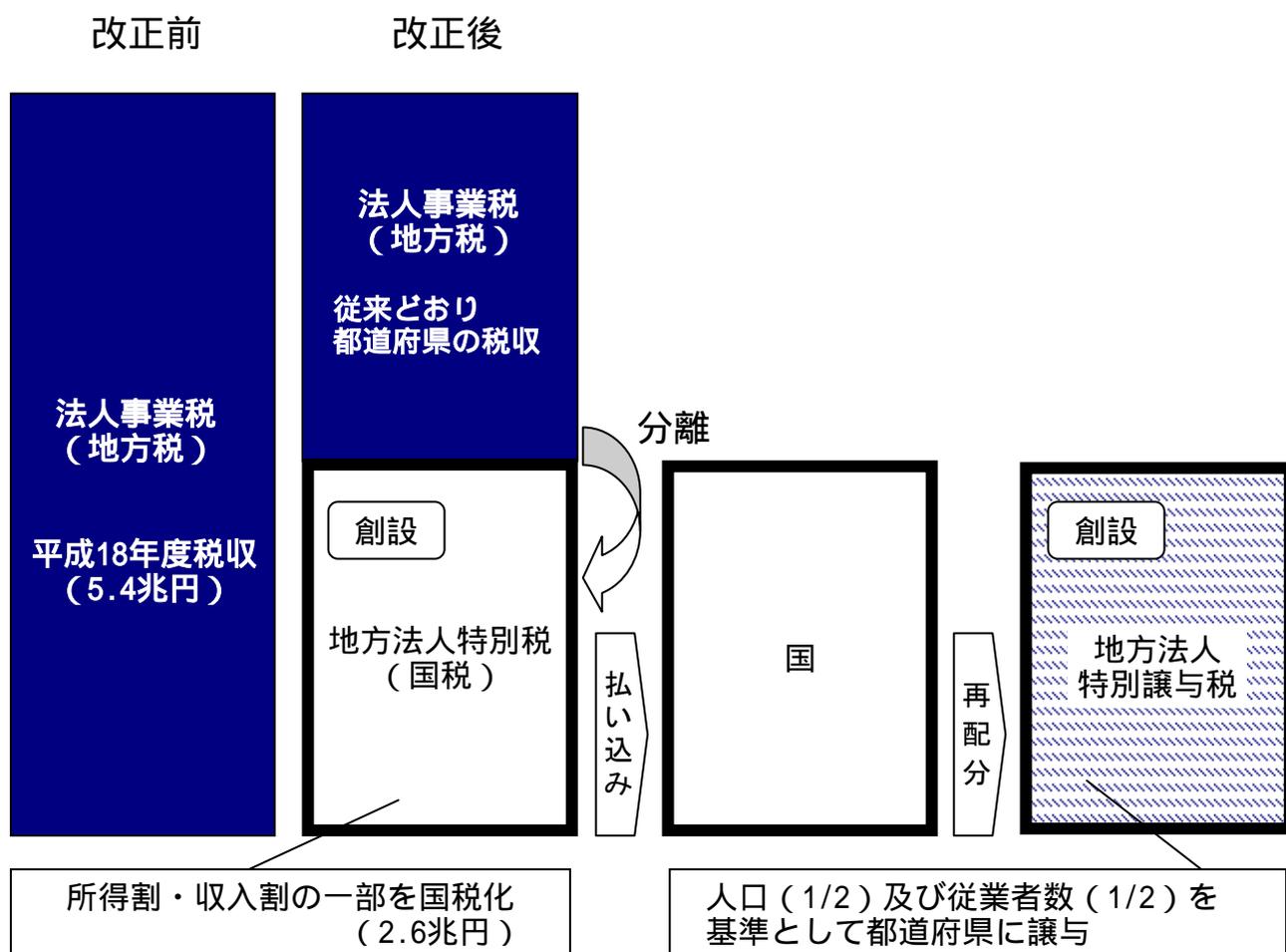
注1 「平成21年度版地方財政白書」(総務省)により作成。

- 2 地方税の額は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として市町村に交付する額を除いたものである。
- 3 東京都の地方税については、上記交付金の他に特別区財政調整交付金、東京都が徴収した市町村税相当額を除いたものである。
- 4 人口一人当たり額は、平成20年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た値である。

地方法人特別税・同譲与税

- 平成20年度税制改正では、税収の地域間格差の是正を図るとして、法人事業税の一部を国税化し、全国都道府県に人口等で按分して譲与する措置が導入された。
- この措置は、地方の自主財源である法人事業税を、財政調整の手段として用いたものである。

[基本的仕組み（全国ベース）]



[都への影響額等]

都への影響額（平成21年度当初予算ベース）

平成21年度： 1,686億円
 （法人事業税 2,691億円、地方法人特別譲与税 1,005億円）

平成22年度： 2,330億円
 （平年度） （法人事業税 4,570億円、地方法人特別譲与税 2,240億円）

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

（地方法人特別譲与税は、平成21年度から各都道府県に譲与）

IV 環境税制改革

温暖化対策税の導入

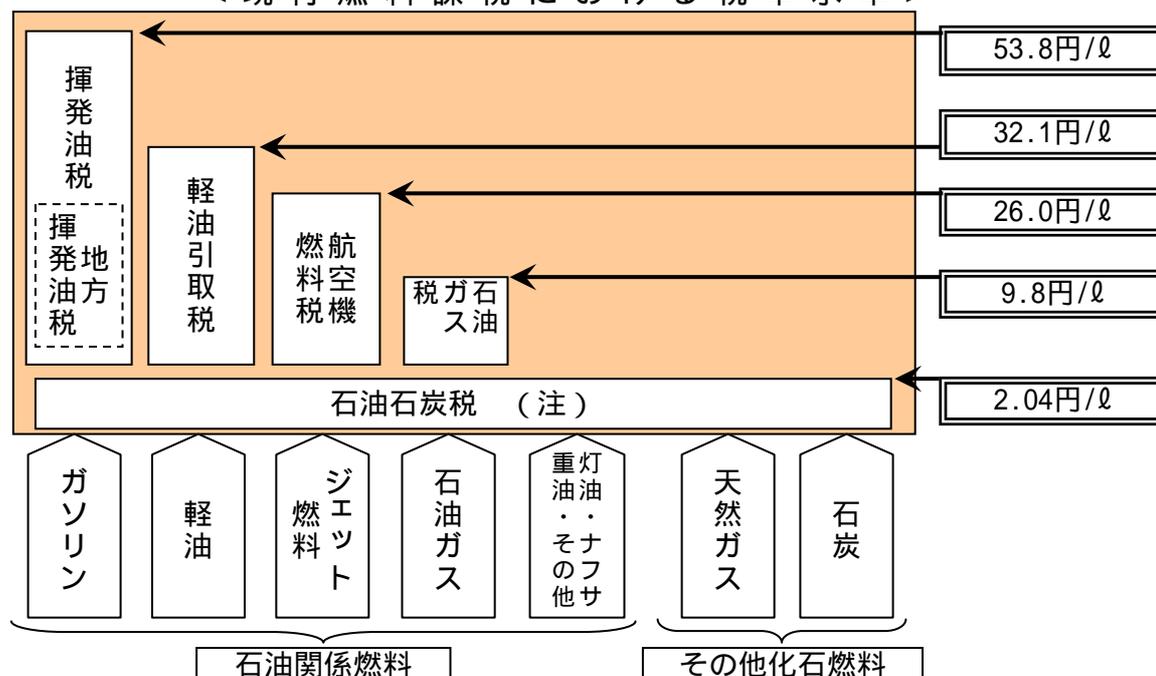
- ・ 温暖化対策税は、地球温暖化対策の有効な手法の一つとして、ヨーロッパにおいて広く採り入れられている。
- ・ 温暖化対策税の導入に際し、既存のエネルギー関係諸税との整理が必要である。

<諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改革の経緯>

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉（1990年～）など		
・ 1990年	フィンランド	いわゆる炭素税（Additional duty）導入
・ 1991年	スウェーデン	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
	ノルウェー	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット（リオデジャネイロ）		
・ 1992年	デンマーク	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
	オランダ	一般燃料税（General fuel tax）導入
・ 1993年	イギリス	炭化水素油税（Hydrocarbon oil duty）の段階的引上げ（～1999年）
・ 1996年	オランダ	規制エネルギー税（Regulatory energy tax）導入
1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】		
・ 1999年	ドイツ	鉱油税（Mineral oil tax）の段階的引上げ（～2003年）、電気税（Electricity tax）導入
	イタリア	鉱油税（Excises on mineral oils）の改正（～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加）
・ 2001年	イギリス	気候変動税（Climate change levy）導入
<参考> 2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」 公布【2004年1月発効】 ： 各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定		
・ 2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合（石炭についてのみ燃料税として存続（Tax on coal））。規制エネルギー税をエネルギー税（Energy tax）に改組
・ 2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税（Energy tax）に改組（石炭を追加）
・ 2007年	フランス	石炭税（Coal tax）導入

注 環境省資料により作成。

<現行燃料課税における税率水準>

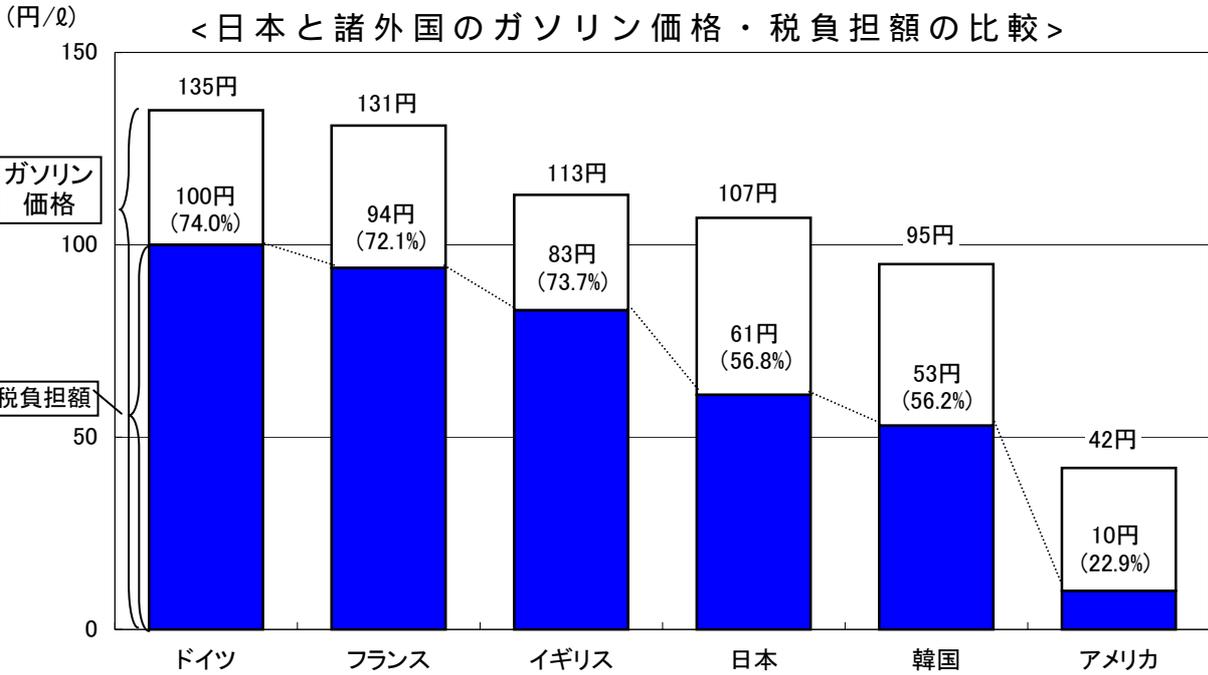


注 石油石炭税の税率は、以下の区分により定められている。

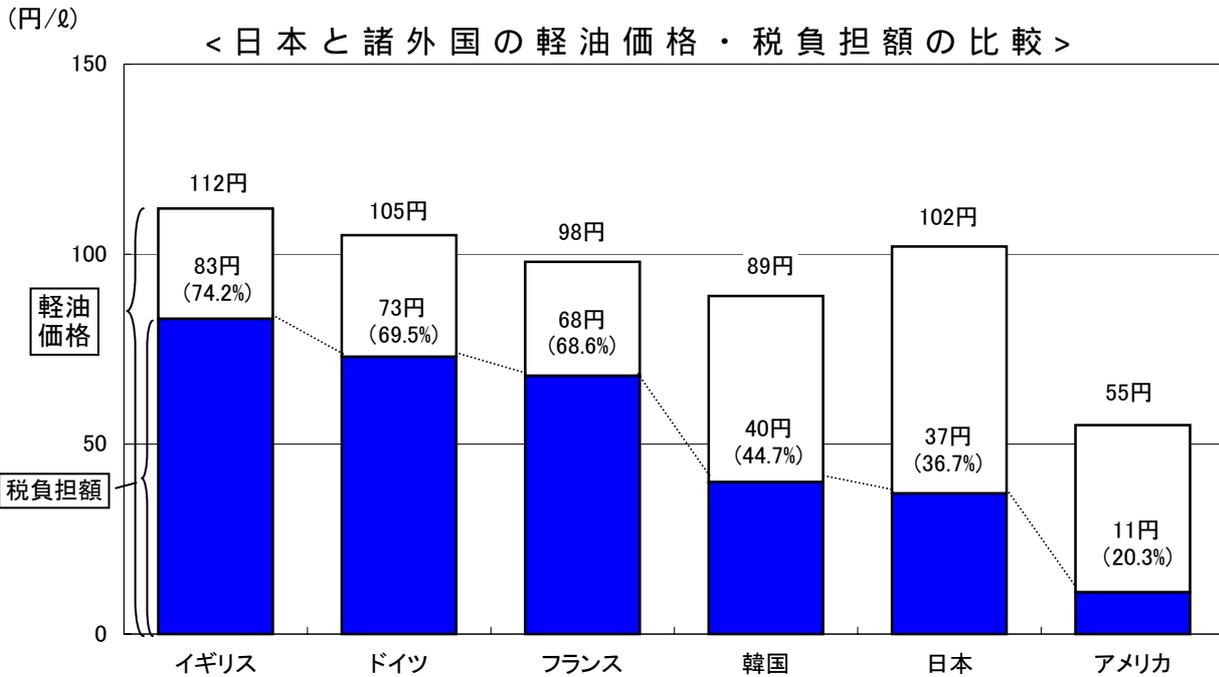
- ・ 原油及び石油製品 2.04円/ℓ
- ・ ガス状炭化水素（天然ガス等） 1.08円/kg
- ・ 石炭 0.70円/kg

化石燃料の価格と税負担

・ 我が国においては、諸外国と比べて、ガソリン、軽油ともに税負担が低くなっている。



注1 『地方税関係資料ハンドブック』（財団法人 地方財務協会）により作成。
 2 英、独、仏、米は2009年1月時点IEA調べ。日本は2009年1月26日、石油情報センター調べ。韓国は2009年1月第4週、韓国石油公社調べ。
 3 日本の税負担額には揮発油税、石油石炭税、消費税が含まれる。
 4 邦貨換算レート：1ドル=約90円、1ポンド=約131円、1ユーロ=約120円、100ウォン=約7円（2009年1月の為替レートの平均値、Bloomberg）



注1 『地方税関係資料ハンドブック』（財団法人 地方財務協会）により作成。
 2 英、独、仏、米は2009年1月時点IEA調べ。日本は2009年1月26日、石油情報センター調べ。韓国は2009年1月第4週、韓国石油公社調べ。
 3 日本の税負担額には軽油引取税、石油石炭税、消費税が含まれる。
 4 邦貨換算レート：1ドル=約90円、1ポンド=約131円、1ユーロ=約120円、100ウォン=約7円（2009年1月の為替レートの平均値、Bloomberg）